

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(各資産の範囲)</p> <p>第二十九条 財務諸表等規則第十五条から<u>第十六条の二</u>まで、<u>第二</u>二条、<u>第二</u>七条、<u>第三</u>十一条から<u>第三</u>十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から<u>第十六</u>条の二までの規定中「<u>一年</u>内」とあるのは「<u>四半期</u>貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「<u>四半期</u>財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</p> <p>(各負債の範囲)</p> <p>第四十三條 財務諸表等規則第四十七條から<u>第四</u>十八條の三まで及び第五十一條から第五十一條の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七條、<u>第四</u>十八條の二及び<u>第四</u>十八條の三の規定中「<u>一年</u>内」とあるのは、「<u>四半期</u>貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。</p>	<p>(各資産の範囲)</p> <p>第二十九条 財務諸表等規則第十五条から<u>第十六</u>條の三まで、<u>第二</u>二条、<u>第二</u>七条、<u>第三</u>十一条から<u>第三</u>十一条の五まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から<u>第十六</u>條の三までの規定中「<u>一年</u>内」とあるのは「<u>四半期</u>貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「<u>四半期</u>財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</p> <p>(各負債の範囲)</p> <p>第四十三條 財務諸表等規則第四十七條から<u>第四</u>十八條の四まで及び第五十一條から第五十一條の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において財務諸表等規則第四十七條及び<u>第四</u>十八條の二から<u>第四</u>十八條の四までの規定中「<u>一年</u>内」とあるのは、「<u>四半期</u>貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。</p>